

令和五年四月五日

環境省自然環境局総務課国民公園室 御中

(発信元略)

北の丸公園の利用の在り方に関する検討会に対する意見書

意見

国民公園皇居外苑北の丸地区(北の丸公園)については、既存の建設物以外の設置を認めないとする現行規定(昭和41年1月11日閣議了解「皇居周辺北の丸地区の整備について」、昭和47年9月12日閣議了解「皇居周辺北の丸地区の整備について」、昭和56年6月26日閣議了解「皇居周辺北の丸地区の整備について」、平成20年9月19日閣議了解「皇居周辺北の丸地区の整備について」)を今後も厳重に維持し、訪日観光客向け等いかなる名目であっても、新規の建設物設置に道を開くことのないよう求めます。

意見の理由

旧皇室苑地であり、皇居との地理的・歴史的な一体性・連続性を有する北の丸公園は、国内のあらゆる公園のなかでも、最も品位と尊厳の保持が求められる園地であって、「観光立国」「インバウンド成長戦略」等といった、その時々々の政治的・経済的施策に安易に動員されるべきではありません。

以上